

2010年10月 日

各市町村長 様

各市町村議会議長 様

(陳情団体)

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
 - ・法に基づき、住民の福祉の増進を図ることを基本にします。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなても、市町村独自に施策を継続実施してください。
 - ・町としても、住民サービスに係る制度は、時限措置でない恒久的な制度を要望します。
また、交付がなくなった場合は、状況を勘案し、検討します。
- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。
 - ・現在のところ定める予定がありません

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
 - ・所得段階1・2・3段階(住民税非課税世帯)において、実施しています。
- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
 - ・介護保険低所得利用負担額助成事業を実施しています。
 - ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。
 - ・必要に応じ関係機関と連携し検討します。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

・関係機関と連携し必要に応じ検討します。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

・関係機関と連携し必要に応じ検討します。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

・毎日の配食サービスについては、状況を勘案し、今後検討します。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

・安否確認については、地域包括支援センターや民生委員、ボランティアによる見守り活動が実施されています。また必要な方には、生活支援のためのホームヘルプサービスも実施されています。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

・今後、財政事情を勘案し、検討します。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

・介護認定で非該当の方を対象とした「ミニデイサービス」や地区集会所で行う「ふれあい・いきいきサロン」、老人クラブ活動、シルバー人材センターへの助成、高齢者の健康教室などを一般財源により実施しています。

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

・民間の高齢者専用賃貸住宅が、近隣で増えています。今後、関係機関と連携し必要に応じ検討します。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

・関係機関と連携し必要に応じ検討します。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

・申請に基づき、該当者に障害者控除対象者認定書を発行します。また障害者控除対象認定申請書は、介護認定結果通知に合わせ啓蒙しています。

2.高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

・1人暮らしの非課税世帯の方に対しては、町単独事業として助成しています。その他については、県制度に準じた助成とします。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

・資格証明書については、一律機械的な発行とならないよう、該当者の生活・家庭事情等について、広域連合に必要に応じて情報提供していきたいと思います。なお現在のところ、該当者

はありません。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。
・県制度に準じて運用します。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

- ・関係機関と連携し必要に応じ検討します。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

- ・今後、財政事情を勘案し検討します。

産前の健診については、現行でも14回実施しています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

- ・現在のところ、対象世帯の拡大について変更する予定はありませんが、合併後、新市において検討します。

- ・申請の受付は、現行でも市町村窓口で受付しています。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

- ・現在のところ無料の予定はありませんが、合併後、新市において検討していきたいと思います。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

- ・近隣市町村の状況を勘案し検討します。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

- ・県下の状況、財政状況を勘案し検討します。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

- ・県下の状況、財政状況を勘案し検討します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

- ・県下の状況、財政状況を勘案し検討します。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

- ・県下の状況、財政状況を勘案し検討します。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

・被保険者の税負担の公平適正化を図るため、現行どおり実施します。なお、保険証交付については、訪問等生活実態の把握をしながら交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

- ・現在給付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

- ・国の基準どおりとします。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無

視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

・保険税未納者については、定期的な訪問・面談を行い、生活実態の把握に努めながら納税依頼を行っています。また、差し押さえ等の法的措置については、本人の約束未履行か、本人と面談出来ない等の悪質な未納者に実施します。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

・県下の状況、財政状況を勘案し検討します。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

・国の基準に基づき、実施します。現行でも福祉医療としての障害者医療費助成により、医療費が無料になっている方が多いと思います。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

・国の基準に基づき、実施します。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

・今後、財政事情を勘案し検討します。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

・国の基準に基づき、実施します。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

・国の基準に基づき、実施します。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

・近隣自治体とも協議し、広域的な基盤整備を検討します。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

・特定健診及び歯周疾患検診については、無料で実施しています。

現行でも実施期間は通年とし、個別・集団健診を併用して実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

・現行でも、特定健診に準じた健診を無料で実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくるください。

・今後、財政事情を勘案し検討します。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

・必要に応じて、働きかけたいと思います。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給

してください。

- ・生活保護の相談があった場合には、県の福祉事務所に連絡し対応しています。
- ②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。
- ・就労支援や生活指導については、県の福祉事務所が行っています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上